

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（抄）

（平成二十四年五月十一日法律第三十一号）

（特定接種）

第二十八条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び
国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるとき
は、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示する
ことができる。

- 一 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与
する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところに
より厚生労働大臣の登録を受けているもの（第三項及び第四項
において「登録事業者」という。）これらの業務に従事する
者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）並びに
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、
臨時に予防接種を行うこと。